

きょうと魅力再発見旅プロジェクト



京都応援
クーポン券

京都応援クーポン券適用条件

■発行券種

1,000円券の1種類

■配布方法

事業への参加登録を行った旅行業者等又は宿泊事業者を運営する者が旅行者に配布する。

■有効期間

旅行期間中

■利用可能店舗

① **飲食店：京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度の認証店であること**以下、京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度実施要綱（抜粋）

飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員である者及び法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるものを除く。以下「対象事業者」という。）が営む府内の事業用施設であって、飲食のための客席を有する次に掲げる施設以外のものとする。

- (1) 宅配又はテイクアウトサービスの用に供する施設（フードコートを含む。）
- (2) 宿泊者に対して、飲食をさせることを目的とする宿泊事業者
- (3) 学校、病院等、特定の者を対象として飲食をさせることを主たる目的とした施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める施設

② **本事業への登録を受けた京都府内の店舗（飲食店除く）**

（土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む。）

※「きょうと魅力再発見旅プロジェクト」に登録されている京都府内の店舗以外では利用出来ません。

■クーポン券の取り扱いに関する留意事項

- (1) クーポン券は商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- (2) クーポン券と現金の交換は禁止
- (3) クーポン券の額面（1,000円）以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない

- (4) クーポン券による支払で不足する分は現金等で收受する
- (5) クーポン券を利用して購入した商品又はサービス（以下「商品等」という。）の返品の際の返金は不可
- (6) クーポン券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、発行者及び受託者は責を負わない。クーポン券の盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する場合がある。
- (7) クーポン券の交換はできない

■クーポン券の利用対象とならない商品等

観光地における消費を喚起するという制度趣旨に鑑み、以下の商品等については、クーポン券の利用対象としない。

区分	事例
行政機関等への支払い	○所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ○社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等） ○宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの） ○その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等） ※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象
日常生活における継続的な支払い	○電気・ガス・水道・電話料金等 ○NHK放送受信料 ○不動産賃料 ○駐車場の月極・定期利用料 ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ○保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
換金性の高いものの購入	○金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等） ○プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ○金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）
その他	○京都府内でサービスが完結しないもの ○事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ○授業料、入学検定料、入学金等 ※アクティビティのガイド料等は対象 ○ 宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金、旅行代金 ○既存の債務の弁済 ○ 各種サービスのキャンセル料 ○電子商取引 ○無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ○公序良俗に反するもの ○社会通念上不相当とされるもの ○その他各取扱店舗が指定するもの